

会津若松市火入れに関する条例新旧対照表

令和8年1月1日付け（改正後）	改正前
<p>第1条～第13条（略）</p> <p><u>(火入れの中止)</u></p> <p><u>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されている間又は火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報が発令されている間は、火入れを行ってはならない。</u></p> <p><u>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は暴風特別警報、暴風警報、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u></p>	<p>第1条～第13条（略）</p> <p><u>(火入れの中止)</u></p> <p><u>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p>
<p>第15条～第17条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和59年3月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第15条～第17条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和59年3月1日から適用する。</p>